

収 入
印 紙

物 品 売 買 契 約 書 （ 案 ）

沖縄県水産海洋技術センター（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、
（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は
下記の条項により契約を締結する。

品 名 生体薄層切片作成システム

数 量 一式

第 1 条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 納入期限 令和 9 年 1 月 29 日
- 2 納入場所 沖縄県水産海洋技術センター（糸満市喜屋武1528）
- 3 契約金額 金 円
- 4 契約保証金額

第 2 条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品
の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができ
る。
- 3 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第 3 条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ、納入することができない。検
査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負
担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会い
をしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第 4 条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代
品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合は、甲は 1 回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を
認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、更に届け出て検査を
受けなければならない。

第 5 条 乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもので
あるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなけれ
ばならない。

第 6 条 乙が、前条の納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しに応じない
とき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを
執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の

責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 第2条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。

第9条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはな

らない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第14条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第15条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

年 月 日

甲 沖縄県糸満市喜屋武1528
沖縄県水産海洋技術センター
所長 名

乙